

## 東日本大震災に関する県の融資制度

東日本大震災の影響により売上高等の減少が生じている中小企業者の皆様，  
県中小企業融資制度「東日本大震災緊急対策資金」を，是非御利用ください。  
一般保証やセーフティネット保証とは別枠で保証する，国の東日本大震災復興  
緊急保証（市町村長の認定が必要）に対応した資金です。

### 【参考】想定される事例

鹿児島県の場合，風評被害や自粛ムードなど，「間接被害による売上減少」  
が多いものと思われます。

- ・ 建設資材の調達難による完成工事高の減少（建設業）
- ・ 部品や商品の調達難による売上高の減少（製造業・小売業）
- ・ 自粛ムードによる県外観光客の減少に伴う売上高の減少（宿泊業・旅行業）
- ・ 風評被害による農畜産物の輸出難に伴う売上高の減少（卸売業）

前年同期に  
比べ15%  
以上減少

融資限度額	5,000万円
融資期間	運転資金 7年以内（うち据置24月以内） 設備資金 10年以内（うち据置24月以内）
融資利率	年1.9%～2.7%
信用保証料率	年0.45%（県補助後）
取扱期間	平成24年3月31日融資実行分まで
問い合わせ先	最寄りの商工会議所または商工会 県庁経営金融課 099(286)2946

# 鹿児島県の融資制度

東日本大震災により影響を受けた中小企業者の経営安定化を支援します。

## 東日本大震災緊急対策資金

【取扱期間：平成24年3月31日融資実行分まで】

### 融資対象者

現に営む事業を1年以上継続して営んでいる中小企業者及び組合で、次の要件のいずれかに該当し、県内で事業を営むもの

#### 【特定被災区域内】

- (1) 地震・津波等により直接被害を受けたもの(り災証明書が必要)
- (2) 震災の影響により業況が悪化し、震災後の最近3か月間の売上高等が前年同期比10%以上減少したもの

#### 【特定被災区域外】

- (3) 特定被災区域内の事業者との取引関係により、震災後の最近3か月間の売上高等が前年同期比10%以上減少したもの
- (4) 震災に起因した風評被害による契約の解除等の影響で、震災後の最近3か月間の売上高等が前年同期比15%以上減少したもの

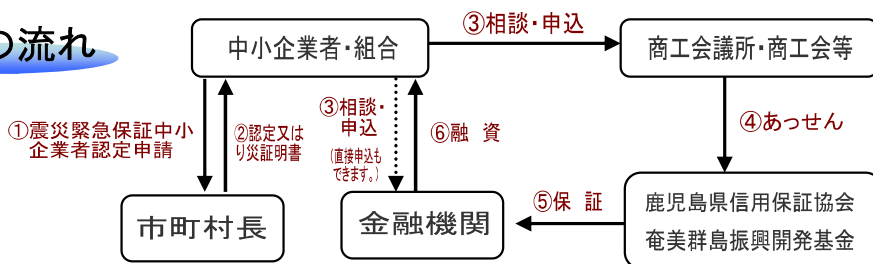
※国の東日本大震災復興緊急保証制度に対応しており、(2)~(4)については市町村長の認定が必要です。

### 融資条件

平成23年6月21日現在

融資限度額	運転資金・設備資金 5,000万円
利率	1年以内 年1.9%      1年超3年以内 年2.0%      3年超5年以内 年2.1% 5年超7年以内 年2.3%      7年超10年以内 年2.7%
信用保証料率	年0.45%
融資期間	運転資金 7年以内(うち据置24月以内) 設備資金 10年以内(うち据置24月以内)
償還方法	毎月均等分割
保証人・担保	保証機関の定めるところによる
取扱金融機関	鹿児島銀行, 南日本銀行, 鹿児島信用金庫, 鹿児島相互信用金庫, 奄美大島信用金庫, 鹿児島興業信用組合, 鹿児島県医師信用組合, 奄美信用組合, 商工中金, 福岡銀行, 肥後銀行, 宮崎銀行, 西日本シティ銀行, 熊本ファミリー銀行, 宮崎太陽銀行 (県外に本店を有する金融機関については県内営業店に限る。)
借入申請に必要な書類	○信用保証委託申込書 ○県民税及び市町村民税の納税証明書 ○東日本大震災復興緊急保証中小企業者認定書又はり災証明書 ○その他知事, 保証機関及び取扱金融機関が必要と認める書類

### 融資の流れ



— ご相談は最寄りの商工会議所・商工会等へどうぞ —